

高教組速報

2013年度 第9号

2013年8月28日

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL(095)827 - 5882

文責 馬場 隆

8月から出退勤時刻調査の集計が変わります 月の超勤 80時間超で、理由を 2つ回答

月々の出退勤時刻調査については、今年 4 月から、超勤が 100 時間を超えた場合にその理由を選択肢から 1つ選ぶようになっていることはご承知のことと思います。これは、昨年 11 月の高教組と県教委の交渉で、県教委が超勤縮減のために勤務実態調査をすると回答していたことによるものです。

このことについて高教組は、①理由を回答してもらう対象者を 80 時間超の人に拡大すること、②理由については選択肢を増やして 2つ回答してもらうこと等の改善を求めていました。その結果、8 月の集計から、超勤の理由の記入について、80 時間超の人を対象にして、選択肢は変えないままで 2つ選択する形にすることで合意し、各学校にも 7 月 29 日付けの連絡文書で通知されています。

超勤時間の正確な記録が 超勤縮減の出発点です

高教組が 80 時間にこだわったのは、月の超勤が 80 時間以上というのが、一般的に「過労死ライン」とされているからです。そのことを管理職も教職員自身もしっかり認識しておく必要があります。超勤時間の正確な把握は管理職の義務であり、超勤縮減の出発点です。

時々、「管理職との面接が面倒だから 100 時間を超えないように出退勤時刻を調整して提出している」という話を聞きますが、そうした行為は

超勤縮減のとりくみにとってマイナスになります。現在、県教委が「超勤縮減は重要な課題」として、対策をとらなければならないという姿勢を示しているのは、出退勤時刻調査によって超勤の実態が数字で明らかになっているからです。「調整」が行われれば、実際には長時間の超勤があるのに、公式記録としてはないことになり、県教委は超勤縮減のとりくみに力を入れなくなります。また、「調整」をした本人にとっても、長時間の超勤をしているのに、それが記録に残らなければ、もし過労で倒れた場合に、公務災害の認定等で大きなマイナスになります。

「超勤の理由」で 減らしたい業務を明示しよう

超勤の理由を 2つにした意味は、1つだけ選択した場合には、圧倒的に「部活動」が多くなるのが目に見えているからです。超勤縮減をすすめるために理由を選ぶわけですから、教職員が「減らしたい」と考えている業務が明らかになることが重要です。高教組に寄せられている声では、「課外授業・自学指導」などとともに「会議や報告のための資料・文書作り」や「会議や打合せ」なども「減らしたい業務」としてあげられます。超勤が 80 時間を超えた人は、「減らしたい業務」を選択肢の中から選び、又は「その他」として具体的に記入して、県教委に超勤縮減のとりくみの強化を求めましょう。